



山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外(19)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程..... 1

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程..... 9

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 同

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程.....10

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程..... 同

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... 同

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程.....14

告 示

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正..... 同

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第15条の表を次のように改める。

名称	位置	所管する発電所	事業区域
山形県企業局村山事務所	西村山郡西川町	野川第一発電所 野川第二発電所 朝日川第一発電所 朝日川第二発電所	山形市、寒河江市、上山市、 村山市、天童市、東根市、東 村山郡及び西村山郡
山形県企業局最上事務所	最上郡金山町	大沢川発電所 肘折発電所 鶴子発電所	新庄市、最上郡金山町及び同 郡真室川町
山形県企業局置賜事務所	米沢市	白川発電所 横川発電所	米沢市、南陽市及び東置賜郡

山形県企業局鶴岡事務所	鶴岡市	倉沢発電所 寿岡発電所 蘇岡発電所 温海川発電所	鶴岡市(平成17年9月30日における西田川郡の区域を除く。)及び東田川郡
山形県企業局酒田事務所	酒田市		酒田市

第16条第1号中「及び維持管理」を削り、「関すること」を「関すること(酒田事務所を除く。)」に改め、同条第4号を第5号とし、同条第3号中「関すること」を「関すること(村山事務所及び鶴岡事務所を除く。)」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を第3号とし、同条第1号の次に次のように加える。

(2) 発電所の維持管理に関すること(酒田事務所を除く。)

第17条中「(支所を除く。次条において同じ。)」を削り、同条の表を次のように改める。

名称	課名	係・担当名
山形県企業局村山事務所	総務課	庶務係、調整担当
	施設管理課	運転管理担当、施設管理担当、ダム管理係
山形県企業局最上事務所		庶務係
	施設管理課	施設管理担当
山形県企業局置賜事務所		庶務係
	施設管理課	給水担当、施設管理担当
山形県企業局鶴岡事務所	総務課	庶務係
	施設管理課	運転管理担当、施設管理担当
山形県企業局酒田事務所		庶務係
	施設管理課	給水担当、施設管理担当

第18条第1号中「総務課」を「総務課(村山事務所及び鶴岡事務所に限る。)」に改め、同条第2号イ中「及び水道施設」及び「及び維持管理」を削り、「関すること」を「関すること(村山事務所及び鶴岡事務所に限る。)」に改め、同号中ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ホ 水道施設の運転及び維持管理に関すること。

第18条第2号ハ中「南部総合事務所」を「村山事務所」に改め、同号中ハを二とし、同号口中「関すること」を「関すること(酒田事務所を除く。)」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 発電所の維持管理に関すること(酒田事務所を除く。)

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第28条の見出し及び同条第1項中「事業所等に」を「事業所に」に改め、同項の表を次のように改める。

事業所	職名
総合事務所	所長、副所長、課長、係長
発電所建設事務所	所長、課長

第28条第 2 項中「事業所等に」を「事業所に」に改める。

第29条の表中

支所長	上司の命を受けて支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を削り、同表中「若しくは
副支所長	支所長を補佐し、支所の事務を整理する。	

支所長」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。
(山形県企業局被服貸与規程の一部改正)
- 山形県企業局被服貸与規程 (昭和29年12月県電気事業管理規程第19号) の一部を次のように改正する。
第10条中「(総合事務所支所を含む。)」を削る。

別表第 2 第 2 項の表中

事業所 (総合事務所支所 (北部総合事務所酒田支所を除く。) を含む。)	北部総合事務所酒田支所	を
------------------------------------------	-------------	---

「

事業所 (酒田事務所を除く。)	酒田事務所	に改める。
-------------------	-------	-------

」

(山形県企業局職員住宅管理規程の一部改正)

- 山形県企業局職員住宅管理規程 (昭和30年 8 月県電気事業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項第 2 号中「北部総合事務所」を「鶴岡事務所」に改め、同号及び同項第 3 号中「北部総合事務所酒田支所」を「酒田事務所」に改め、同項第 4 号中「南部総合事務所」を「村山事務所」に改め、同項第 5 号中「南部総合事務所置賜支所」を「置賜事務所」に改め、同項第 6 号中「北部総合事務所最上支所」を「最上事務所」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項第 2 号中「北部総合事務所 (北部総合事務所酒田支所を除く。)」を「鶴岡事務所」に改め、同項第 3 号中「北部総合事務所酒田支所」を「酒田事務所」に改め、同項第 4 号中「南部総合事務所置賜支所」を「置賜事務所」に改める。

(山形県企業局工業用水道管理規程の一部改正)

- 山形県企業局工業用水道管理規程 (昭和40年 1 月県企業管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「総合事務所支所を含む。」を削る。

(山形県企業局公印規程の一部改正)

- 山形県企業局公印規程 (昭和40年 6 月県企業管理規程第 9 号) の一部を次のように改正する。
第 8 条第 1 項中「(総合事務所支所を含む。以下同じ。)」を削る。

別表第 1 中

「

8	山形県企業局各総合事務所各支所長印	方 21	各総合事務所各支所長	を
---	-------------------	------	------------	---

」

「

8	削除			に改める。
---	----	--	--	-------

」

別表第2中 「 8 山形県企業局何総合事務所何支所長印 」 を削 除 に改める。

(山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部改正)

6 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表中「南部総合事務所(南部総合事務所置賜支所を除く。以下同じ。)」を「村山事務所」に、「北部総合事務所(北部総合事務所最上支所及び同所酒田支所を除く。以下同じ。)」を「鶴岡事務所」に改

め、同項第2号の表中 「 南部総合事務所 」 を 「 村山事務所 」 に、

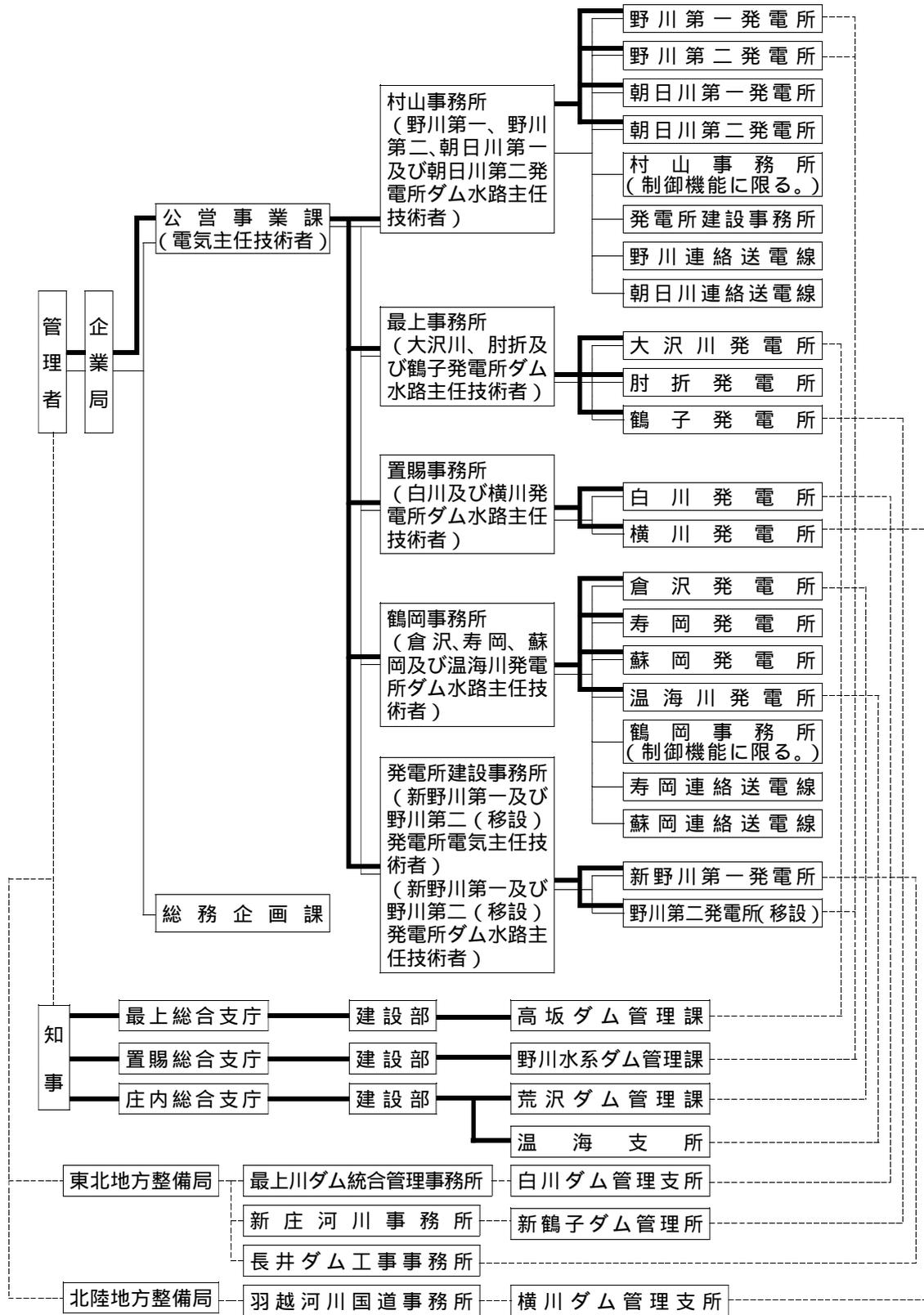
南部総合事務所 置賜支所	主査以上	1 白川発電所 2 横川発電所	を
北部総合事務所	主査以上	1 倉沢発電所 2 寿岡発電所 3 蘇岡発電所 4 温海川発電所	
北部総合事務所最上支所	主査以上	1 大沢川発電所 2 肘折発電所 3 鶴子発電所	

最上事務所	主査以上	1 大沢川発電所 2 肘折発電所 3 鶴子発電所	に改める。
置賜事務所	主査以上	1 白川発電所 2 横川発電所	
鶴岡事務所	主査以上	1 倉沢発電所 2 寿岡発電所 3 蘇岡発電所 4 温海川発電所	

別表第1を次のとおり改める。

別表第 1

保 安 に 関 する 組 織



注 1 ——— は、保安業務（電気）の系統を示す。
 2 ——— は、保安業務（ダム水路）の系統を示す。
 3 - - - - - は、河川管理者との関連を示す。

別表第2中 「南部総合事務所、同所置賜支所、北部総合事務所及び同所最上支所」 を 「村山事務所、最上事務所、置賜事務所及び鶴岡事務所」 に改める。

（山形県企業局就業規程の一部改正）

- 7 山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「（総合事務所支所長を含む。）」を削る。

第9条の2中「（総合事務所支所長を含む。以下同じ。）」を削る。

（山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部改正）

- 8 山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程（昭和44年6月県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「南部総合事務所」を「村山事務所」に改める。

（山形県工業用水道供給規程の一部改正）

- 9 山形県工業用水道供給規程（昭和46年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第23条中「（総合事務所支所の事業区域に係るものにあつては、総合事務所支所長）」を削る。

（山形県企業局事務委任規程の一部改正）

- 10 山形県企業局事務委任規程（昭和46年4月県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「（支所の事業区域に係るものにあつては、総合事務所支所長）」を削り、同条第1号本文中「南部総合事務所置賜支所長、北部総合事務所最上支所長及び同事務所酒田支所長」を「最上事務所長、置賜事務所長及び酒田事務所長」に改める。

（山形県企業局宿泊施設管理規程の一部改正）

- 11 山形県企業局宿泊施設管理規程（昭和46年4月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中 「南部総合事務所長」 を 「村山事務所長」 に改める。

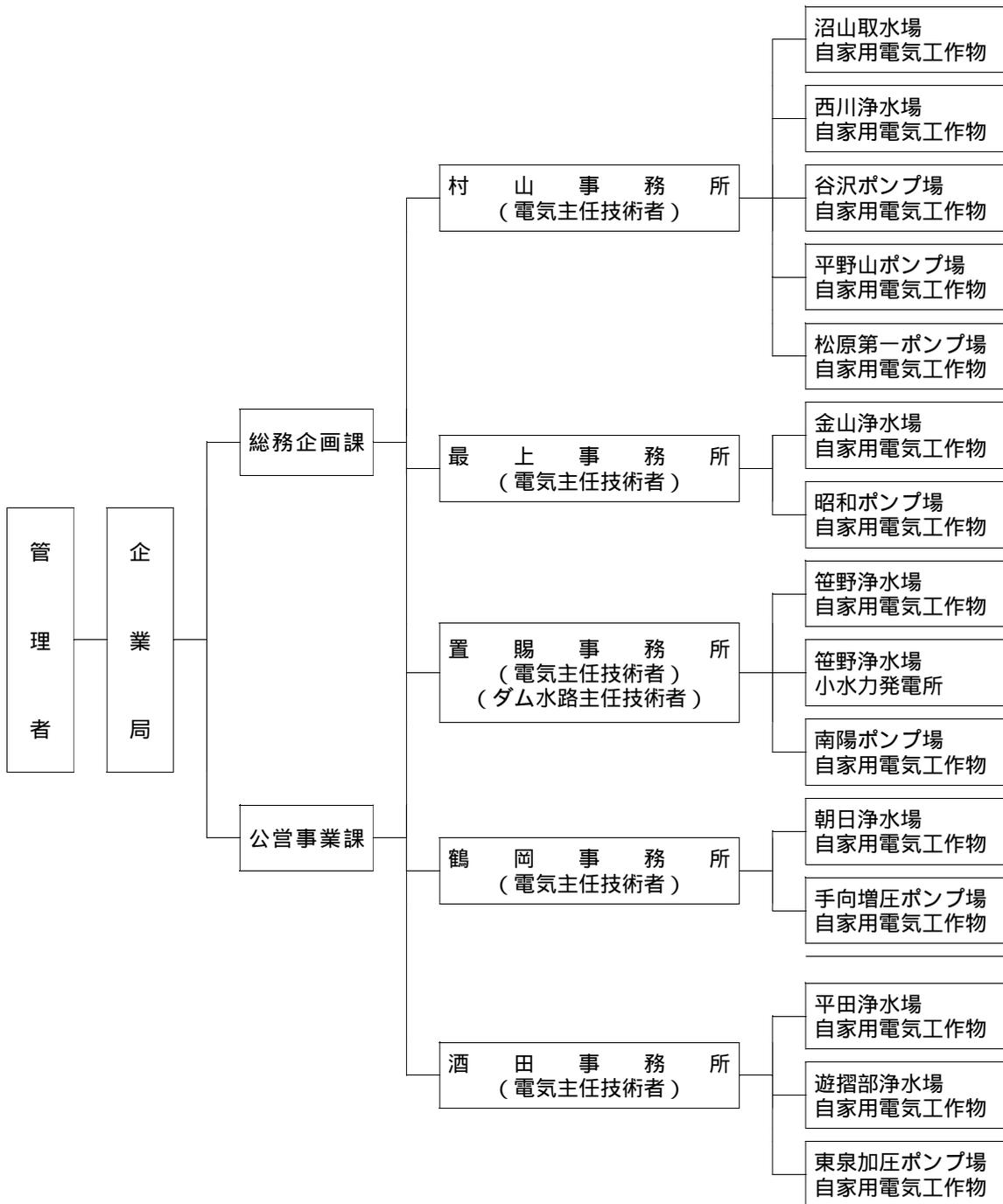
（山形県企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正）

- 12 山形県企業局自家用電気工作物保安規程（昭和48年11月県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（総合事務所支所を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2



（山形県企業局安全衛生管理規程の一部改正）

- 13 山形県企業局安全衛生管理規程（昭和50年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「（総合事務所支所を含む。）」を削る。

（山形県企業局職員表彰規程の一部改正）

- 14 山形県企業局職員表彰規程（昭和52年2月県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「（総合事務所支所長を含む。）」を削る。

（山形県公営企業固定資産管理規程の一部改正）

- 15 山形県公営企業固定資産管理規程（昭和56年4月県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第5号中「（総合事務所支所長を含む。）」を削る。

（山形県水道用水供給規程の一部改正）

- 16 山形県水道用水供給規程（昭和58年2月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第9条中「（総合事務所支所の事業区域に係るものにあつては、支所長）」を削る。

（山形県企業局職員の駐在制度に関する規程の一部改正）

- 17 山形県企業局職員の駐在制度に関する規程（昭和59年4月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第2条中「南部総合事務所」を「村山事務所」に改める。

（山形県企業局聴聞の手続に関する規程の一部改正）

- 18 山形県企業局聴聞の手続に関する規程（平成6年12月県企業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「（総合事務所支所長を含む。）」を削る。

（山形県企業局水道用水管理規程の一部改正）

- 19 山形県企業局水道用水管理規程（平成8年4月県企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「総合事務所支所長を含む。」を削る。

（山形県企業局文書管理規程の一部改正）

- 20 山形県企業局文書管理規程（平成10年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「（総合事務所支所を含む。以下同じ。）」を削る。
別表2事業所の項の表を次のように改める。

事業所名	記号
山形県企業局村山事務所	企業村山
山形県企業局最上事務所	企業最上
山形県企業局置賜事務所	企業置賜
山形県企業局鶴岡事務所	企業鶴岡
山形県企業局酒田事務所	企業酒田
山形県企業局発電所建設事務所	企業発建

- 21 山形県企業局業務管理規程（平成20年8月県企業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。
第2条中「（総合事務所支所長を含む。）」を削る。

山形県企業管理規程第 8 号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 4月 1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年 6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 人事・サービスの項第 4 項中「（結核要療養休暇、成人病等に係る特別休暇及び休職又は休暇後において時間を単位として与えられる特別休暇を除く。）」を削り、同表人事・サービスの項第 5 項を削り、同表人事・サービスの項第 6 項から第12項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表財務の項第14項を次のように改める。

14 支出命令に関すること。				配当を受けた金額の範囲内	
----------------	--	--	--	--------------	--

別表第 1 の備考を次のように改める。

備考 人事・サービスの項第 3 項及び第11項並びに財務の項第12項第17号ロ及び第25号イの事業所の長専決事項の欄に掲げる事務については、発電所建設事務所長を除く。

別表第 3 中「南部総合事務所長及び北部総合事務所長」を「総合事務所長」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 第 1 項及び第 2 項に掲げる事務については、村山事務所長及び鶴岡事務所長を除く。

別表第 4 を次のように改める。

専決者	第 1 次代決者	第 2 次代決者
村山事務所長及び鶴岡事務所長	副所長	主務課長
最上事務所長、置賜事務所長及び酒田事務所長	副所長	施設管理課長（庶務係の担当する事務を除く。）
発電所建設事務所長	業務課長（庶務係の担当する事務を除く。）	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第 9 号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 4月 1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年 2月県電気事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 1 項の表事業所の項中「発電所建設事務所長を除く」を「村山事務所及び鶴岡事務所に限る」に、「発電所建設事務所長に限る」を「支給区分が 3 種のものを除く」に改め、「支所長」を削る。

第 5 条の 3 第 1 項第 1 号中「南部総合事務所木川ダム管理所」を「村山事務所木川ダム管理所」に改め、同項第 2 号中「南部総合事務所朝日川第一発電所」を「村山事務所朝日川第一発電所」に改める。

第 9 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「北部総合事務所酒田支所」を「酒田事務所」に改める。

別記様式中「、支所長」を削り、「、副支所長」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員審査会規程(昭和52年2月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、課長及び総合事務所長」を「及び課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程(昭和53年3月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(総合事務所支所長を含む。)」を削り、「9名」を「10名」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第12号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(総合事務所支所を含む。)」を削る。

第3条第2項中「総合事務所支所にあつては副支所長、」を削る。

第10条中第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 負担付の寄附又は金銭以外の寄附を受領しようとするとき。

(5) 一件の金額が300万円を超える事業又は事務の委託を受けようとするとき(予算額と同額の場合を除く。)

第10条中第6号を削り、同条第7号中「収納」を「徴収又は収納」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「とき」を「とき(災害復旧事業の工事に係る契約を除く。)」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号イ中「50万円」を「100万円」に改め、同号ロ中「一件の予定金額が10万円以内の」を「予算の編成において、負担先、負担金額等が明示されたもの及び会議負担金に係る」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 委託費(一件の予定金額が1,000万円(工事に係る調査、設計及び測量に係るものにあつては2,000万円)以内のものを除く。)

第10条第9号ホ中「を除く」を「並びに一件の予定金額が300万円(競争入札に付する工事に係るものにあつては2,000万円)以内のものを除く」に改め、同号ヘを次のように改める。

ヘ 交付金(予算の編成において、交付先、交付先ごとの交付金額等が明示されなかつたものに限る。)

第10条第9号ト中「貸付金、積立金」を「貸付金(予算の編成において、貸付先、貸付先ごとの貸付金額等が明示されなかつたものに限る。)」に改め、同号チ中「、賠償金、企業償還金及び支払利息」を「及び賠償金(一件の金額が50万円以内の用地及び物件の取得及び使用に係るものを除く。)」に改め、同号リを次のように改める。

リ たな卸資産購入費(浄水用薬品類以外のもので、一件の予定金額が300万円以内のものを除く。)

第10条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を削り、同条に次の1項を加える。

2 本局の課長は、前項に規定するもののほか、財務に関して議会の議決を要する事項その他の重要な事項については、総務企画課長に合議しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

(総務企画課長に対する報告)

第10条の2 本局の課長は、前条第1項第4号に規定する寄附以外の寄附を受領したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した書類により、総務企画課長に報告しなければならない。

- (1) 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 寄附者の住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
- (3) 寄附金の額
- (4) 寄附金の使途の希望

第85条第1項中「2万円」を「5万円」に改める。

第135条第1項中「又は事業所長」を削り、「、第6項」を「、第5項」に、「第125条第6項」を「第125条第5項」に、「第7項」を「第6項」に、「第5項第1号又は規則第125条第5項第1号」を「第4項第1号又は規則第125条第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第6項」を「第5項」に、「第7項」を「第6項」に、「第5項第2号又は規則第125条第5項第2号」を「第4項第2号又は規則第125条第4項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第6項」を「第5項」に、「第7項」を「第6項」に、「第5項第3号又は規則第125条第5項第3号」を「第4項第3号又は規則第125条第4項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「、第3項及び前項」を「から第3項まで」に改め、同項第2号中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、同条第7項中「第125条第7項各号」を「第125条第6項各号」に改め、同項第1号及び第2号中「第5項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項第3号及び第4号中「第5項第2号」を「第4項第2号」に改め、同項を同条第6項とする。

第136条中「前条第6項」を「前条第5項」に改め、「又は同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出を省略させた者」を削る。

別記様式第74号を次のように改める。

様式第74号(競争入札参加資格審査申請書)

<input type="checkbox"/>	新規
<input type="checkbox"/>	更新

登録番号

競争入札参加資格審査申請書(物品等の調達)兼委任状

山形県企業管理者 殿

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

年度に山形県企業局が行う物品及び役務(建設工事に係る測量・設計コンサル等を除く)の調達に係る競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者名及び住所

フリガナ	<input type="text"/>
(1) 商号又は名称	<input type="text"/>

(2) 郵便番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
----------	----------------------	---	----------------------

(3) 所在地又は住所	<input type="text"/>
-------------	----------------------

(4) 代表者名	<input type="text"/>
----------	----------------------

(7) 代表者印(実印)

フリガナ	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>
(5) 姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>

(6) 電話番号	<input type="text"/>
FAX番号	<input type="text"/>

2 会社概要

(1) 設立又は事業開始	<input type="text"/>	<input type="text"/>	(4) 県内の事業所等	1. 有	<input type="checkbox"/>
				2. 無	<input type="checkbox"/>

(2) 資本金	<input type="text"/>	(5) 納税の状況	1. 全て完納	<input type="checkbox"/>
			2. 未納有	<input type="checkbox"/>

(3) 従業員数	<input type="text"/>	(6) 社会・労働保険加入状況	1. 全て加入	<input type="checkbox"/>
			2. 未加入有	<input type="checkbox"/>
			3. 加入義務無	<input type="checkbox"/>

3 営業種目等

(1) 業種	1. 卸売業 2. 小売業 3. 製造業 4. サービス業 5. その他の業	<input type="checkbox"/>	(4) 営業に必要可	<input type="checkbox"/>
--------	-------------------------------------------	--------------------------	------------	--------------------------

(2) 営業種目	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------	----------------------	----------------------	----------------------

(3) 取扱品目	<input type="text"/>
----------	----------------------

4 その他参考事項(ISO認証取得・障害者雇用促進事業主等)

<input type="text"/>	1. 内	<input type="checkbox"/>	1. 大	<input type="checkbox"/>
	2. 外	<input type="checkbox"/>	2. 小	<input type="checkbox"/>

担当部署名	<input type="text"/>
-------	----------------------

担当者職氏名	<input type="text"/>
--------	----------------------

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（特定調達契約）

第2条 特定調達契約については、山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第2条から第10条までの規定を準用する。この場合において、同規則第2条第1項中「山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）第125条第1項から第3項まで」とあるのは「山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県公営企業管理規程第11号。以下「財務規程」という。）第135条第1項から第3項まで」と、同条第2項中「財務規則第2条第4号」とあるのは「財務規程第2条第7号」と、同項、同条第3項及び第5条第1項中「財務規則第125条第5項」とあるのは「財務規程第135条第5項」と、第2条第3項、第4条第1項及び第5条第3項中「財務規則第124条」とあるのは「財務規程第134条」と、第3条第1項中「財務規則第115条」とあるのは「財務規程第124条」と、第4条第3項中「財務規則第126条」とあるのは「財務規程第136条」と読み替えるものとする。

第3条から第10条までを削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

山形県企業告示第4号

昭和54年3月県企業告示第1号（県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

1 出納取扱金融機関の表中「南部総合事務所（南部総合事務所置賜支所を除く。）」を「村山事務所」に、「南部総合事務所置賜支所」を「置賜事務所」に、「北部総合事務所（北部総合事務所最上支所及び北部総合事務所酒田支所を除く。）」を「鶴岡事務所」に、「北部総合事務所最上支所」を「最上事務所」に、「北部総合事務所酒田支所」を「酒田事務所」に改める。